⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 28 January 2014 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 28 January 2014).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北千葉道路松崎函渠工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　千葉県成田市松崎地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約245ｍ　カルバート工　１式　作業土工　１式　場所打函渠工　１式　コンクリート　約9,700㎥　鉄筋　約1,100ｔ　擁壁工　１式　作業土工　１式　場所打擁壁工　１式　コンクリート　約250㎥　鉄筋　約18ｔ　階段工　１式　地盤改良工　１式　固結工　128本　仮設工　１式　路面覆工　１式　土留・仮締切工　１式　地中連続壁工　１式　埋設管吊防護　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年３月25日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約9,950㎥、鉄筋　約1,118ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑾　第１号１⑻～⑾に同じ

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は千葉国道事務所のホームページにより公表する。

⒁～⒆　第１号１⒁～⒆に同じ

２　競争参加資格

⑴～⑷　第１号２⑴～⑷に同じ

⑸　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　構造物内幅が８ｍ以上の道路の場所打ちボックスカルバート工事であること。

㋑　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくともよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐の施工実績を有すること。

異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　第１号２⑹に同じ

⑺　第１号２⑺に同じ

①　第１号２⑺①に同じ

②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　構造物内幅が８ｍ以上の道路の場所打ちボックスカルバート工事であること。

㋑　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくともよい。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑺③に同じ

⑻～⑾　第１号２⑻～⑾に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　第１号３⑴②に同じ

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。

なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「函渠工現場施工時の品質確保に係わる具体的な配慮すべき事項」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③　第１号３⑵③に同じ

④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［ＶＥ提案］及び②㋑の工事全般の施工計画並びに②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㋑㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「函渠工現場施工時の品質確保に係わる具体的な配慮すべき事項」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵②㋐、㋑の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「函渠工現場施工時の品質確保に係わる具体的な配慮すべき事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。